

## 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案要綱

1. 株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加することとする。

(第1条及び第11条第1項第4号関係)

2. この法律は、公布の日から施行することとする。